

議案第42号

市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び市川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月12日提出

市川市長 田中甲

市川市条例第 号

市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び市川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和55年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第10条の3の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第10条の4 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等及び非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。以下この条において同じ。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（第12条第1項に規定する子をいい、小学校就学の始期に達するまでの子を除く。第9項、第11項及び第12項において同じ。）を養育するた

め 1 日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下この条において「子育て部分休暇」という。）を承認することができる。

2 前項の規定による子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

(1) 1 日につき 2 時間を超えない範囲内

(2) 1 年につき 77 時間 30 分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間）を超えない範囲内

3 前項第 1 号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下この条において「第 1 号子育て部分休暇」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

4 第 1 号部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業をいう。次項において同じ。）をしている職員に対する子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇が第 1 号子育て部分休暇である場合に限り行うものとする。

5 第 9 条の規定により特別休暇として規則で定める育児時間、前条第 1 項の介護時間又は第 1 号部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する第 1 号子育て部分休暇の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該第 1 号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

6 第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下この条において「第 2 号子育て部分休暇」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号子育て部分休暇を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合

であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

7 第2号部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業をいう。次項において同じ。）をしている職員に対する子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇が第2号子育て部分休暇である場合に限り行うものとする。

8 第2号部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する第2号子育て部分休暇の承認については、1年につき77時間30分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）から当該第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

9 第2項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同項の規定による申出の内容を変更しなければ当該職員の子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

10 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による子育て部分休暇の請求をすることができる。

11 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の处分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

12 任命権者は、子育て部分休暇をしている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき又は第9項の規定による変更をしたときに該当すると認めるとときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

第12条第1項及び第4項中「子のある職員（」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童若しくは同条第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、当該養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。次項及び第3項において同じ。）のある職員（」に改める。

（市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 市川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「又は勤務時間条例第10条の3第1項の介護時間」を「、勤務時間条例第10条の3第1項の介護時間又は第1号子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該第1号子育て部分休暇」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第1号子育て部分休暇（勤務時間条例第10条の4第3項に規定する第1号子育て部分休暇をいう。以下同じ。）をしている職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第1号部分休業である場合に限り行うものとする。

第22条の2に次の1項を加える。

2 第2号子育て部分休暇（勤務時間条例第10条の4第6項に規定する第2号子育て部分休暇をいう。以下同じ。）をしている職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第2号部分休業である場合に限り行うものとする。

第22条の4第1号中「77時間30分」の次に「（第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員にあっては、1年につき77時間30分から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）」を加え、同条第2号中「得た時間」の次に「（第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員にあっては、1年につき当該時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理　　由

職員の仕事と育児の両立をより一層推進するため、小学1年生から3年生までの子を養育する職員を対象とした無給の休暇として子育て部分休暇制度を創設する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。